# 主 文

## 本件抗告を棄却する。

### 理 由

職権により調査すると、本件観護措置決定は、平成一〇年二月六日取り消された ものと認められるから、本件抗告は、その申立ての可否を論ずるまでもなく、その 利益を失ったものというべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 平成一〇年二月九日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	井	嶋	_	友
裁判官	小	野	幹	<b>太隹</b>
裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	藤	井	正	<b>太</b> 隹
裁判官	大	出	峻	郎